

くらしの情報

産業建設課農業振興係からのお知らせ

農地中間管理事業について

【平成27年度の借受希望者の募集について】

借受希望者の募集受付は、原則として毎年5月及び9月の年2回行われることとなっています。

今年度も、5月の受付が開始されますので、規模拡大等の意向がある農業者の方は、期間中に「借受希望申出書」を提出してください。

なお、原則として、役場において受付し、農地中間管理機構である北海道農業公社へ提出することとなります。

- 募集区域／村は全村一地域での公募となります。
- 募集期間／平成27年5月1日（金）～5月末日
- 募集方法／村（産業建設課農業振興係）を経由して又は農業公社へ直接、借受希望申出書を提出することができます。印鑑が必要となります。
- 村の担当窓口／産業建設課農業振興係 ☎ 57-2111（内線432）
- 留意事項／

(1) 提出する借受希望申出書は1年間有効です。

※昨年9月に申出書を提出された方は、今回の公募には提出不要です。

引き続き借受希望の方は、次回9月の公募に申出書の提出が必要となります。

(2) 氏名等募集結果が公表されます。申出書は公表への同意を前提に受付します。

(3) 昨年9月に実施した公募で使用した申出書から変更がありました。

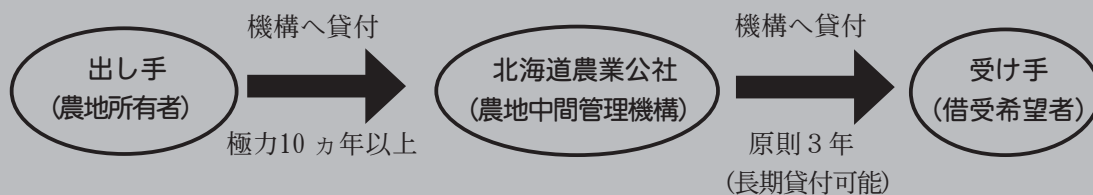
今回の公募から新様式を使用してください。

※新様式申出書は、農業公社ホームページ<http://www.adhokkaido.or.jp/ncb.html>からダウンロード又は村担当窓口で配布します。

農地中間管理事業とは？

平成26年度から新たにスタートした事業で、北海道知事の指定を受けた「農地中間管理機構＝北海道農業公社」が、規模縮小などの理由から所有する農地を貸したい方（出し手）から農地を長期に借入れて中間保有することで、規模拡大や農業への新規参入を希望する方（受け手）に対して、できる限り農地を集約して貸付けることにより農地利用の効率化や耕作放棄地の発生防止などを目的とした制度です。

○事業イメージ



○出し手の方は…

随時、貸付希望申出書の提出が可能です。村を経由して又は農業公社へ直接提出できます。

なお、あっせんのご相談はこれまで同様に村農業委員会が窓口となります。

○問合せ先／産業建設課農業振興係（内線431・432）



野火火災に注意しましょう！



平成27年5月号 ふれあいの里 新しのつ村 ⑩